

日本機械輸出組合

JMCエキスパートセミナー(国際税務)

「最近の中国税制・中国税務の留意点と対応策」

上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング

代表 鈴木康伸

(公認会計士・税理士・公認不正検査士)

2026年2月17日

講演者紹介



鈴木康伸

上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング 執行董事
鈴木康伸国際税務会計事務所 代表

【職歴】

1988年から1994年まで監査法人トーマツ東京事務所にて大手企業の監査に従事、1994年からデロイト・トウシュ・トーマツ中国大連事務所長、同香港事務所、上海事務所勤務を経て、2004年より税理士法人トーマツの移転価格部門パートナー、2006年に米国NERAエコノミックコンサルティングの中国総代表、2011年に独立し上海ユナイテッドアチーブメントコンサルティング代表となり現在に至る。

一貫して日中の国際税務・会計コンサルティング、企業価値評価、内部統制構築に関する実務を自ら担当しており、現地に根ざしているからこそ分かる、現場感覚溢れるコンサルティングが特徴。

日本の公認会計士及び税理士として日本の税務会計に関するアドバイスを外国法人及び個人に提供しており、中国法人の日本法人設立や市場参画へのアドバイスを行っている。

日本公認会計士協会東京会／東京税理士会渋谷支部所属

【学歴】

早稲田大学教育学部社会科社会科学専攻卒業

【資格】

公認会計士、税理士、公認不正検査士

【セミナー講師等】

三菱UFJ銀行、税務研究会、機械輸出組合等が主催する、中国税務のアップデートや個別論点に関するセミナーを定期的に実施。

【執筆等】

2005年より「月刊国際税務」にコラム「わかる中国税務教室」を連載中。

「日中移転価格税制ガイドブック」（共著：中央経済社）
「移転価格マスターファイルの作成実務」（主筆：中央経済社）

1. 最近の**中国経済**情勢、今後の中国ビジネスの商機/規制
2. 関税等の**米中貿易紛争**を巡る事業上の留意点
3. 法人課税、法人優遇税制、増値税等を巡る留意点
4. 恒久的施設課税(サービスPE認定問題等を含む)を巡る留意点
5. 税務調査、税関調査の主な事例と留意点
6. 移転価格税制、移転価格調査を巡る留意点
7. BEPS2.0(新たな国際課税ルール)関連の動向

5. 税務調査、税関調査の主な事例と留意点

税務局の指向は納税者の自主的な修正申告へ

一五五： 地方税・直接税体系の整備、経営・資本・財産所得からの課税、合理的な租税負担率の保持

- 直接税割合の増加(現行40:60 → 50:50 へ) につながる政策傾斜
 - ✓ 企業所得税(損金否認、送金源泉)、個人所得税(資産関係)

金税四期： 外貨管理局、税関、市場監督管理局等政府部門からの詳細情報をAIを活用し分析

- 税務局からの“詳細なお尋ね”が増加
 - ✓ 対外送金 : 源泉税 (次ページ後述)
 - ✓ 多頻度の同一口座への振替 : 企業所得税(損金否認)
 - ✓ 会社から個人への多額口座振替 : 個人所得税
 - ✓ 税関輸出金額と税務申告輸出金額の差異自動検出 (後述)

当局からの詳細データの提示 → 企業に内容説明を要求

- 不明瞭、不十分な回答に対して納税者自ら修正申告に応じるよう誘導
 - ✓ 不対応の場合には正規の調査に発展することも

どこまで(過去に遡及するか)、どの範囲(指摘取引だけか、周辺取引も含めるか)かの判断の難しさ

対外送金に対する税務局からの“詳細なお尋ね”

一回5万米ドル未満の非貿易対外送金に関する契約書の提出、税の未納状況の有無の自主確認を求められる

納税者名	支払日	取引内容	通貨	金額	受取人名	税務上の疑念	VAT要否	CIT要否	不申告理由
AAA	2026/1/3	技術 服務	JPY	3,333,333	CCC	使用料該当可能性			
AAA	2026/1/5	技術 諮詢	JPY	333,333	CCC	使用料該当可能性			
AAA	2026/1/9	系統 服務	JPY	33,333	CCC	使用料該当可能性			
AAA	2026/1/15	軟件 維修	JPY	3,333	CCC	使用料該当可能性			
AAA	2026/1/20	軟件 服務	JPY	3,333,333	CCC	使用料該当可能性			

契約届出に関して

- 単発契約かつ金額5万USDの税務届出免除（2013年40号公告）
- 同一契約につき複数回の対外支払がある契約の税務届出義務（2021年19号公告）

増値税の課税対象か否か（財税2016年36号）（技術の輸入 ← 技術の輸出(ゼロ税率)とは反対方向）

- 中国国内で**服務、無形資産、不動産**を販売する単位（法人）及び個人は納税義務を負う
- 中国国内で…販売する、とは販売者または**購入者が国内にいる**こと
- “**技術服務**”は増値税対象取引と判断されやすい

企業所得税の納税要否判定（企業所得税法3条3項、実施細則7条、20条）

- 人員派遣なし(オンライン)での役務提供はPEなし(のはず)
- 使用料源泉対象取引か → 内容(図面提供など)次第で源泉対象に

- **用語(ex.「技術提成費」)や対価計算(ex.「本体対価のxx%」)からも内容が推測される**

税関輸出金額と税務申告輸出金額の差異自動検出

優化 企業所得稅予繳納稅申報有關事項的公告 公告[2025]17号

輸出企業は所得稅予納申告書に輸出方式(自
社/代行)と輸出金額を要記載

您单位截止申报所属期海关出口报关单出口收入人民币金额 [] (供参考, 汇总纳税企业仅包含总机构数据), 申报自营出口
及代理出口金额合计为 [] 元, 差异金额 [], 请您根据实际情况, 填写《出口收入差异情况表》。

システムが税関輸出金額を自動導出
➤ 税務申告額とに差異があれば要説明

合理的な説明(選択回答項目 1-6)
➤ タイムラグ、為替差異、科目違いなど

その他要因の差異(選択項目7)
➤ 無償品(サンプル、宣伝品など)
➤ 名義貸輸出

説明が不十分だと四半期申告が未完了となる
事態に…

経理と営業(輸出担当)の緊密な連携が重要

金额单位: 元, 至角分

差异原因	差异金额
出口报关单出口人民币收入	自营出口收入
《代理出口企业受托出口情况汇总表》中的出口金额	0.00
差异金额	[]
1.收入确认时间差	0.00
2.监管方式为区内物流、来料加工等不应确认为收入的报关金额	0.00
3.因资产处置等原因未计入营业收入的报关金额	0.00
4.汇率波动差异	0.00
5.报关后发生退货或折让	0.00
6.报关金额因合同调整、价格变动等原因与实际收入不一致	0.00
7.其他	0.00
合计 (1+2+3+4+5+6+7)	0.00

取消

确定

6. 移転価格税制、移転価格調査を巡る留意点

関連取引に関する税務局からの“お尋ね”

関連取引申告、ローカルファイル記載内容に関する非正規の“お尋ね”

ローカルファイル規範性評価 80点以上なら比較的良好

総合評価	総合評点	会社の概況	関連関係	関連取引の概要	バリューチェーン分析	関連役務取引	比較可能性分析	算定方法の選定と使用
優/良/可/不可	0-100	0-10	0-5	0-35	0-12	0-9	0-10	0-15

リスク項目(全45項目の一部抜粋)

リスク水準	営業損失かつ限定的な機能	営業損失かつ従業員数の継続的増加	関連取引と非関連取引の利益水準の乖離	関連取引の利益水準が比較企業中央値より低い	国外関連者への使用料支払額が損失額より多い	使用料率の上昇	ハイテク企業の国外関連者への多額の使用料支払	低付加価値役務に著しく低いマークアップ設定	営業損失かつ関連者への労務費支払
高/中/不定	☑		☑		☑				

- 担当官からSNS(微信)での連絡は普通であり(資料提出は公式メールアドレスを使うのが原則)
- 正規の調査ではないものの、調査への進展を食い止める第一防波堤と位置付ける
- 流れ作業的に処理されるのが理想ながら、担当者レベルの気軽な返信には注意
- 簡潔、的確な返答を適時に／一週間内は上出来、二週間内に返せれば可

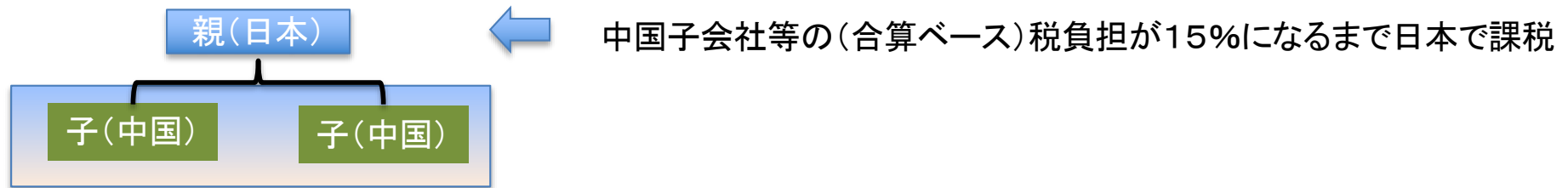
7. BEPS2.0(新たな国際課税ルール)関連の動向

Pillar2 : グローバルミニмум課税の概要

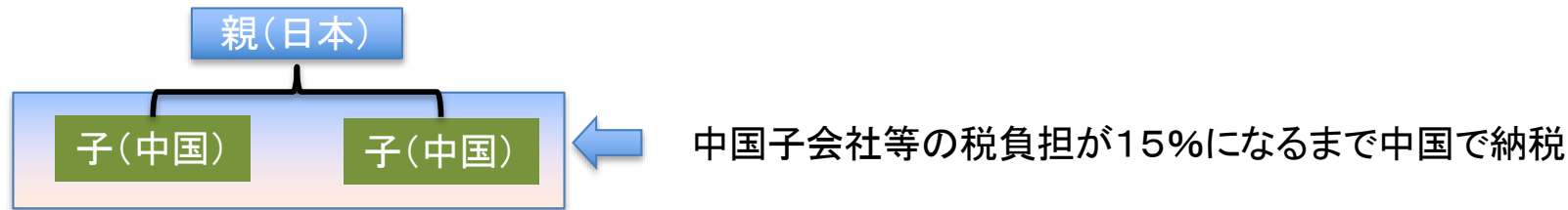
グローバルミニмум課税のイメージ(超簡単な説明)

- 多国籍企業(連結売上7.5億ユーロ)の国別所得の最低税率を15%以上確保する仕組み
- 日本は所得合算ルール(IIR)、国内ミニмум課税(QDMTT)、軽課税国所得ルール(UTPR)とも導入済み

IIR : 軽課税国子会社等の国別合算所得を親会社所在地国でトップアップ課税



QDMTT : 他国に所在する子会社等の実効税率(ETR)が最低税率を下回る場合に当該他国で最低税率までトップアップ納税



- 適用は QDMTT → IIR (→ UTPR) の順
- 中国税務で目下のところ、IIR/QDMTT制度設計の話は聞こえてこない

並行パッケージ (Side-by-Side Package)

2026年1月にOECDが新たなアプローチ／ルールを公表

- 日本は閣議決定(26/1/23)を経て令和8年税制改正に織り込み予定
- 事務負担の軽減と既存税制(特に米国)との共存を図る仕組み

並行パッケージ (Side-by-Side Package) / 税制の概要

- 適格な並行税制のある国に最終親会社を置く企業グループが一定条件を満たす場合に所得合算ルール(IRR)非適用
 - 【一定条件】 国内グループ実効税率が15%以上／国外所得全体利益の実効税率が15%以上
 - 【適格並行税制】
 - 適格な国内税制を有していること
 - ✓ 税制優遇考慮の法定名目法人税率が20%以上
 - ✓ 財務諸表所得ベースで名目税率15%以上の国内ミニマム課税(QDMTT)制度を有する
 - 適格な全世界課税制度を有していること
 - ✓ 国外源泉所得課税＋外国税額控除制度があること
- 他国での国内ミニマム課税の実施を妨げるものではない
- 現時点では米国のみが適用認可国、日本も早期認可を目指す／中国に適格並行税制導入の動きはみられず

BEPS関連中国実務(実効税率を低めない政策)

- BEPS睨みで税率優遇は出しにくい？ → 有税補助金方式一般化の遠因か
- 実行税率が補正できる実質ベースの税制優遇措置(R&D加速償却、環境関連割増償却など)は継続実施

Q & A (お問合せ先)

【お問合せ先】

上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング(上海衆逸企業管理諮詢有限公司)

中国上海市南京西路1376号 上海商城東棟438号

<https://www.u-achievement.jp>

代表 鈴木 康伸 (日本国公認会計士・税理士・公認不正検査士)

suzuki@u-achievement.com

当社は、国際税務、企業価値評価、組織再編、市場分析、内部統制、国際会計の専門知識と経験を有する日本語、英語、中国語に堪能な専門家集団です。日中税務会計の長年に亘る経験を生かし、中国各地の弁護士事務所、税理士事務所、資産評価事務所とのネットワークを最大限に活用して、実践的なソリューションを提供いたします。

- 主要業務
- 国際税務コンサルティング(移転価格、PE課税その他)
 - M&Aアドバイザー(企業価値評価、デューディリジェンス)
 - 会計不正調査、内部統制の構築
 - 監査役派遣、会計税務業務アウトソーシング